

プラスチック製買物袋有料化実施ガイドラインについて

令和8年3月
経済産業省
環境省

1. 背景・概要

昨今の中東情勢や原油価格高騰などにより、先行きの不透明さが高まっており、プラスチック製買物袋の業界においては、印刷用の溶剤が足りなくなるなどの影響が生じていることから、「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」の定めに関し、以下のように定めを見直し、当分の間、適用することとします。

（見直し前）

2. (2) ②

（中略）

上記、省令に基づく有料化の対象外の袋に求められる表示については、袋自体への印字、シール等によって袋ごとに付されていることが必要である。

（見直し後）

2. (2) ②

（中略）

上記、省令に基づく有料化の対象外の袋に求められる表示については、袋自体への印字、シール等によって袋ごとに付されていることが必要である。ただし、省令に基づく有料化の対象外の袋については、昨今の中東情勢をふまえ、店頭やレジ等において、消費者に対して「省令に基づく有料化の対象外の袋に求められる表示」の提示がなされている場合には、この限りではありません。

2. 適用の期間

中東情勢などの推移を注視しつつ、当分の間、本見直しを適用します。